

## 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」に対する意見）

総務課

### 1 概要

令和3年第10回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和3年11月17日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答したので、同条第2項の規定により報告する。

### 2 「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」案の概要

「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」案は、地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、知事等又は職員に県に対する損害賠償責任が生じた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任の一部を免責する旨を定める条例を制定する議案。

#### 【条例案の概要】

- (1) 地方自治法の一部が改正され、知事等又は職員の損害賠償責任の見直しが行われ、地方公共団体は、条例で、知事等又は職員が県に対する賠償の責任を負う額から、政令で定める基準を参酌して定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができることとされた。
- (2) 上記(1)を踏まえ、知事等又は職員に県に対する損害賠償責任が生じた場合、知事等又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任の一部を免れさせる旨を定める。
- (3) この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

### 3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は、異議がない旨を回答した。

### 4 添付資料

- (1) 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）
- (2) 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）の概要
- (3) 地方自治法及び同法施行令で定められた免責の考え方
- (4) 地方自治法等の一部を改正する法律の概要

## 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（地方自治法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等又は職員」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等又は職員が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等又は職員の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等又は職員 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、公営企業の管理者又は病院事業の管理者 2

エ 職員（イ及びウに掲げる職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ アに掲げる地方警務官以外の地方警務官 1

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害を賠償する責任について適用する。

令和3年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**理 由**

地方自治法の一部改正を踏まえ、知事等又は職員の県に対する損害を賠償する責任を、知事等又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から一定の額を控除して得た額について免れさせる必要がある。

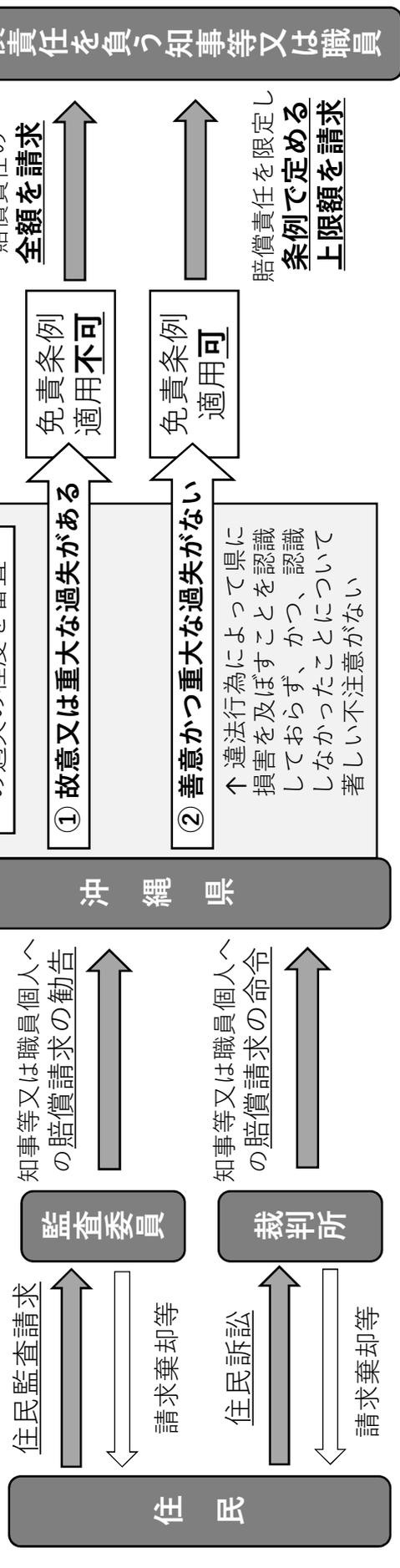
これが、この条例案を提出する理由である。

# 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)の概要

地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、住民監査請求や住民訴訟等による知事等又は職員の県に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定める。

賠償責任の上限額		賠償責任の上限額	
職責に応じた区分			
知事		基準給与年額 × 6	
副知事、教育長、教育委員会委員、公安委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員		基準給与年額 × 4	
人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、公営企業管理者、病院事業管理者、警察本部長		基準給与年額 × 2	
職員（上記に掲げる職員を除く）		基準給与年額 × 1	

## 条例適用のイメージ

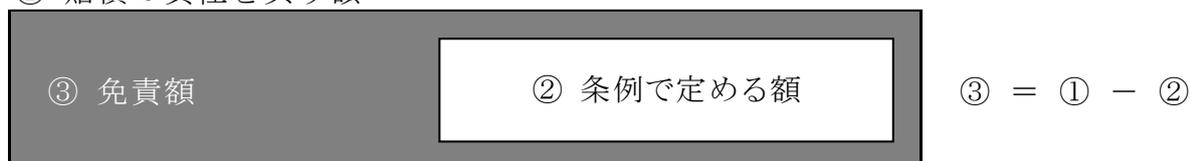


## 地方自治法及び同法施行令で定められた免責の考え方

### < 免責額の計算方法 >

免責額 = 賠償の責任を負う額 - 条例で定める額

#### ① 賠償の責任を負う額



### < 条例で定める額 >

条例で定める額 = 基準給与年額 × 条例で定める数

#### ① 基準給与年額

原因となった行為を行った日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を除く。）の一会計年度当たりの額

#### ② 条例で定める数

知事等又は職員の職責その他の事情を考慮して政令で定められた下表の基準を参酌して地方公共団体が条例で定める数

知事等又は職員の区分	条例で定める数	
	参酌基準	下限
知事	6	1
副知事、教育長、教育委員会委員、公安委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、海区漁業調整委員会委員	4	1
人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、公営企業管理者、病院事業管理者	2	1
地方警務官以外の職員（上記に掲げる職員を除く）	1	1
警察本部長	2	1
警察本部長以外の地方警務官	1	1

※ 沖縄県では、条例で定める数は、地方自治法施行令に規定する参酌基準と同じ数を定める予定である。

# 地方自治法等の一部を改正する法律の概要

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人について、その業務への窓口関連業務等の追加及び適正な業務を確保するための規定の整備を行う等の措置を講ずる。

## 1. 地方自治法等の一部改正

### ① 内部統制に関する方針の策定等

- ・ 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）
- ・ 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

### ② 監査制度の充実強化

- ・ 監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表  
（監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施）
- ・ そのほか、監査制度について以下の見直しを実施  
勧告制度の創設・議選監査委員の選任の義務付けの緩和<sup>(※)</sup>・監査専門委員の創設<sup>(※)</sup>  
条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和<sup>(※)</sup> 等

### ③ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備

- ・ 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

### ④ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

- ・ 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に  
（条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定）
- ・ 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取

## 2. 地方独立行政法人法の一部改正

### ① 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加

- ・ 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務）を追加

### ② 地方独立行政法人における適正な業務の確保（国の独立行政法人制度改革（平成26年度）を踏まえた改正）

- ・ 地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の業務方法書への記載の義務付け等を実施

## 3. 施行期日

- ・ 1. は平成32年4月1日（②の一部及び③は平成30年4月1日）  
〔④は各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用〕
- ・ 2. は平成30年4月1日（②の一部は平成32年4月1日）